

令和5年度
灘区「地域力を高める」手づくりの活動補助金
募集要項

対象期間：令和5年4月1日（土）～令和6年3月15日（金）

申請受付：令和5年4月3日（月）～令和5年4月21日（金）



灘 区 役 所

灘区「地域力を高める」手づくりの活動補助金 令和5年度募集要項

目 的

他の支援制度の枠組みを超えた取り組みや、初動期の取り組み等を支援することで、市民と区役所とが協働によるまちづくりを進めるとともに、地域の自主性を育て、地域力を高めることを目的とする。

対 象 団 体

灘区内に活動拠点を有する団体で、企画した活動の終了まで責任を持って遂行できる団体・実行組織（営利を追求することを主目的とするものは除く。）

対 象 活 動

市民と区役所の相互理解と信頼のもとに市民が自ら企画・提案し、灘区内で実施する地域の身近な課題に関する手づくりの活動で以下に掲げる要件に適合するもの

- (1) 地域課題の具体的な解決や地域の活性化につながる活動であること
- (2) 市民と市民または市民と市の相互理解と信頼が得られる活動であること
- (3) 活動開始後概ね3年以内の初動期における活動であること

<参考>

○「灘区まちづくり方針※」実現のための活動

※詳細は灘区役所地域協働課で配布しているチラシをご覧ください

例) ① つながり：ふれあい人で人と人がつながるまちづくり

② あんしん：安全・安心に暮らせるまちづくり

③ 思いやり：生活マナーを守る気持ちよく暮らせるまちづくり

④ はぐくみ：子ども達を健やかにはぐくむまちづくり

⑤ やさしさ：誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

⑥ やすらぎ：豊かな自然と歴史・文化を生かしたまちづくり

⑦ にぎわい：にぎわいと活力のあるまちづくり

○これまでの活動例（令和4年度）

- ・「ローイングマシン記録会・ポート体験乗艇会・競技用ポートのクラフト展示」HAT神戸ポートコース設立実行委員会
- ・「いのちを守る 防災絵本製作事業」minbou
- ・「灘中央市場コミュニティ農園【いちばたけ】事業」チームカルタス
- ・「てふてふの森くらぶ」てふてふの森くらぶ
- ・「国宝桜が丘銅鐸、銅戈出土地の周知と整備活動」一王山が熱い！国宝桜が丘銅鐸伝え隊

<対象とならない活動>

- (1) 営利を主目的とした活動であること
- (2) 宗教的活動または政治的活動であること
- (3) 神戸市（区役所を含む）または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動でないこと
- (4) 神戸市の基本計画及び事業実施計画に反する活動であること

(5) 法令に違反する活動であること

対象活動の実施期間 ※補助対象期間

令和5年4月1日(土)～令和6年3月15日(金)

補助金額

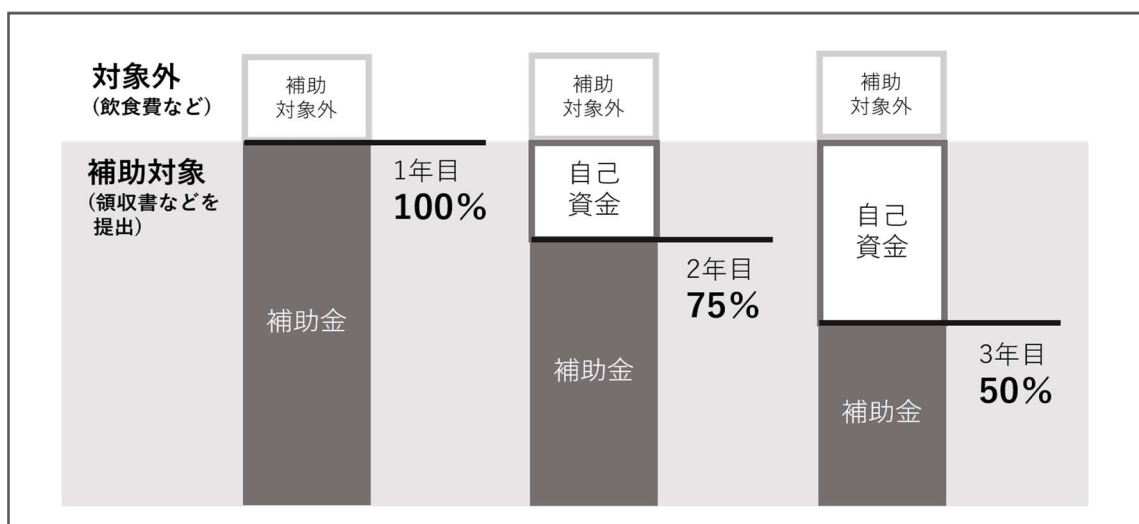
初期段階の活動内容に対し3年間、予算の範囲内で補助を行います。

<補助率>

- 1年目 補助対象経費の 100%
- 2年目 補助対象経費の 75%
- 3年目 補助対象経費の 50%

<限度額>

上記補助率の範囲内で30万円を限度とします。
なお、2年目以降の補助も審査のうえ決定します。



補助対象経費

- (1) 謝金 講師やアドバイザー等への謝金
(1人につき1回あたり1万円を上限。内部スタッフ講師への報酬は対象外です)
- (2) 旅費 講師やボランティア等の交通費
- (3) 需用費 印刷、発送、記録や消耗品等に要する費用(備品※1、高価な物品は対象外です)
(事業実施後に購入した需要品等は経費対象外となります。※2)
- (4) 役務費 保険料、会場設営費等の人手を要する費用
- (5) 委託料 調査等の委託料(活動の大半を占める委託は除きます)
- (6) 使用料 会場使用料、活動に必要とされる機器・機材の借上料
(内部スタッフへの支払いは対象外です)

※1 備品とは「使用耐用年数が概ね1年以上にわたり、かつ、取得金額が2万円以上のもの」を指します。

※2 例：イベントや講演会を開催する場合

イベント・講演会の開催が8月1日であるならば、理由が無い限り、8月2日以降に需要品等の購入はできません。
(来年度用の需要品は対象外です)

＜対象とならない経費＞

- (1) 対象期間外の活動に関する経費
(令和5年3月31日以前または令和6年3月16日以後の活動に関する経費)
- (2) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかる経費
ただし、料理教室等の活動での食材費で活動に必要であると認められたものについては、補助対象として認めることができます。
- (3) 用途が不明な経費(領収書がない経費、ガソリン代など用途が特定できない経費)
- (4) 団体を運営するための経費(会員への会報、電話代、団体の総会にかかる経費など)
- (5) その他、区長が適当と認めないもの

申請受付

(1) 受付期間 令和5年4月3日(月)～令和5年4月21日(金)【必着】

(2) 提出方法 下記①～③のいずれか

新規で当補助を申請されたい方は事前にご相談ください

①WEB：下記の市ホームページよりデータ(Excel)で提出

ホーム>区役所>灘区>計画・取り組み>「地域力を高める」手づくりの活動補助金

<https://www.city.kobe.lg.jp/c63604/kuyakusho/nadaku/kekaku/tezukuriyosei/index.html>

②郵送：〒657-8570(住所不要)区地域協働課「手づくりの活動補助金」係

③持参：神戸市灘区役所4階地域協働課(神戸市灘区桜口町4丁目2番1号)

(土・日曜・祝日を除く、午前9時～12時・午後1時～5時)

(3) 問合せ先 電話：078-843-7001(内線224)

Eメール：nada_jigyuu@office.city.kobe.lg.jp

※WEB・郵送にてお申し込みの方は、後日電話で内容を確認させていただく場合がございますので、お電話番号を必ずご記載ください。

補助の決定方法

(1) 申請書類による要件審査<第1次審査：5月上旬結果通知予定>

申請団体・活動内容が、補助金要綱の要件に該当するかどうかを申請書類により審査します。
この審査で不採択となった団体には、理由を付して不採択の通知をします。

(2) 公開企画提案会および企画審査委員会の開催、採否・補助予定額決定<第2次審査>

公開企画提案会では、申請団体に活動内容を説明していただきます。(6月上旬開催予定)

その提案を受け、企画審査委員会が、以下の項目について総合的に検討します。その後、灘区長が、企画審査委員会の意見を尊重し、採否・補助予定額を決定します。

この審査を経て、企画が採択となった団体には補助金交付予定額通知書(様式第6号)により通知します。

また、この審査で不採択となった団体には、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知します。

※公開企画提案会の詳細については、第1次審査を通過した団体に別途通知しますので、

必ず出席してください。欠席の場合は審査対象から除外し、不採択とします。

※申込金額の総額が予算額を超えた場合、採点結果が同等でも、これまでの交付回数の少ない団体からの申込事業を優先させることがあります。

活 動 の 実 施

- (1) 団体は、補助事業にかかわる支払い等を記録した帳簿（出納簿や領収書、レシート等）を保管してください（出納簿や領収書等は実績報告時に原本を提出していただきます）。
- (2) 補助金が事業計画や交付の条件に従って適切に活用されるよう、団体に対して確認や助言をさせていただくことがあります。
- (3) チラシやポスター等の広報物に下記、定型文を記載してください。
『この事業は、灘区「地域力を高める」手づくりの活動補助金を活用して実施しています』
- (4) 灘区役所の後援が必要な場合は、別途「後援名義の使用申請」が必要ですのでご相談ください。
- (5) 参加者募集等について掲載を希望される場合は、下記の期間までを目安にご相談ください。
 - ・ 広報なだ（広報紙灘区版）：実施の3ヶ月前まで
 - ・ 灘区 facebook：実施の1ヶ月前まで
- (6) 採択された活動については、灘区のホームページや広報物により、活動を紹介する場合がありますので、取材等にご協力ください。

検討項目	検討内容
① 公益性	・ 地域課題を解決する、または地域の自主性を育て、地域力を高める目的の活動であるか ・ 公益性が高い活動であるか
	・ 地域による手づくりの活動、または広く地域住民の参画・参加を図る活動であるか
② 計画性	・ 活動計画の内容は実現性があるか ・ 補助対象経費の積算は無駄のない妥当なものか
③ 効果	・ 補助金に対して、妥当な活動効果が得られるか ・ 補助により実現可能になる等、補助効果が高いか
④ 発展性	・ 活動が単発ではなく、将来とも長期的に継続される活動か ・ （2年目以降の活動について）前年度の活動をふまえ、さらに発展的な活動となっているか
	・ 妥当な自己負担、受益者負担が考慮されている等、資金面での自立性の向上が見込めるか

事 業 計 画 の 変 更

- (1) 補助金の交付決定後に、活動の計画や補助金に関わる支出費目を変更する必要がある場合は 必ず変更する前にご相談ください。また、支出しようとしている経費が補助対象となるか不明な場合も、予めご相談ください。

※事前協議がない場合は、補助対象経費とならない場合があります

- (2) 相談後、変更の手続きをする場合は、計画変更申請書（様式第7号）をご提出ください。
- (3) 変更（補助金額の変更を含む）を認めるかどうかを決定した後、計画変更承認通知書（様式第8号）により通知します。

このとき、補助金の額を変更する必要がある場合は、当初の交付決定額の範囲内で変更します。変更の内容によっては、補助対象とならない場合がありますので、ご了承ください。

補助金の交付

- (1) 補助金の交付は原則、活動終了後の交付となります。
- (2) 活動終了後、活動報告書（様式第9号）等を提出していただき、その内容を審査し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により確定した補助金額を通知し、その後補助金を交付（口座振込）します。

提出書類一覧

<申請のとき>

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号） ※押印は不要
- (2) 団体概要（様式第2号）
- (3) 活動企画書（様式第3号）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 申請団体の規約、会員名簿等

<活動計画変更・中止のとき>

- (1) 計画変更申請書（様式第7号） ※押印は不要
- (2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第12号）

<活動報告のとき> 報告書提出期限：令和6年3月18日（月）

- (1) 活動報告書（様式第9号） ※押印は不要
- (2) 収支決算報告書（様式第10号）
- (3) 領収書（または請求書と振込書）原本（お申し出により、原本は支払い完了後に返却します）
- (4) 事業の実施状況がわかる資料（記録写真・パンフレット・チラシ等）
- (5) 振込先口座変更届（様式第16号）
※補助金交付申請書（様式第1号）から振込先口座を変更する場合

注意事項

- (1) 神戸市又は神戸市の外郭団体からの委託・補助等を受けている活動は、当補助では対象外となり申請できません。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、補助金交付を取り消す場合があります。
 - ① 補助金の申請に関して虚偽または不正の事実があるとき
 - ② 補助金を補助対象活動以外に使用したとき
 - ③ 補助金交付の条件その他この要綱の規定に違反したとき
 - ④ 前条の調査または措置要求に従わないとき
 - ⑤ その他区長が補助金を交付するに不適しいと認めるとき

補助制度全体の流れ ※二次募集を行う場合も流れは同様です

